いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年９月18日

いすみ市長　　小　路　正　和

いすみ市告示第144号

いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、飼料価格の高騰の影響を受け、経費負担が増加している畜産農家等に対し、畜産経営の安定及び継続を図るため、予算の範囲内において、いすみ市補助金等交付規則（平成17年いすみ市規則第44号）及びこの告示に基づき、補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において「畜産農家等」とは、市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体又はいすみ市に住所を有する畜産農家をいう。

（交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす畜産農家等とする。

（１）　市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体又はいすみ市に住所を有する畜産農家であること。

（２）　令和７年度以前から継続して市内において事業を営んでいること。

（３）　令和７年度分までの市税等を完納していること。

（４）　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者に該当しないものとする。

（１）　令和８年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱（令和８年いすみ市告示第143号）及び、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱（令和４年いすみ市告示第139号）に基づき交付される補助金の交付を受けている又は受けようとする者

（２）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として市長が認める者

（３） その他、市長が交付対象者として適当でないと認める者

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（交付の申請等）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いすみ市飼料高騰対策補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年12月11日までに市長に提出しなければならない。

（１） 飼養頭数が確認できる書類（家畜共済等への加入が分かる書類の写し等）

（２） 誓約書（様式第２号）

（３） その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による補助金の申請は、同一の申請者につき１回限りとする。

（交付の決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付の可否を決定したときは、いすみ市飼料高騰対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、いすみ市飼料高騰対策補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２） 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（３） その他この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、いすみ市飼料高騰対策補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条第１項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合におい

て、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（書類の保存）

第１０条　交付決定者は、関係書類及び関係帳簿等を５年間保存しなければならない。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（いすみ市飼料等高騰対策補助金交付要綱の廃止）

２　いすみ市飼料等高騰対策補助金交付要綱（令和７年いすみ市告示第143号）は廃止する。

別表（第４条関係）

家畜の区分	補助金の額	備考
乳用牛・肉用牛	飼養頭数１頭につき　10,000円	上限　20万円
成豚（申請時において、４か月齢以上の豚をいう。）	飼養頭数１頭につき　500円	上限　10万円
採卵成鶏	飼養羽数１羽につき　10円	上限　10万円

備考　補助金の対象となる家畜は、市内で飼養している家畜（預託している家畜を除く。）であって、家畜共済等に加入している飼養頭（羽）数が確認できるものに限る。

様式第１号（第５条関係）

いすみ市飼料高騰対策補助金交付申請書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
E-mail

いすみ市飼料高騰対策補助金の交付を受けたいので、いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たり、市が課税状況等及び納付状況等の調査を行うことに同意します。

記

１　補助金交付申請額　　円

２　算定根拠

区分	単価	飼養頭(羽)数	補助金額	備考
乳用牛	10,000 円	頭	円	上限 20 万円
肉用牛	10,000 円	頭	円	
成豚	500 円	頭	円	上限 10 万円
採卵成鶏	10 円	羽	円	上限 10 万円
合　計			円	

３　申請者情報

業　　種		法 人 番 号	
家畜の区分		設立年月日	年　　月　　日
個人事業主	住所		
	氏名		

※住所及び氏名が上記と同じ場合は記入不要です。

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

いすみ市記入欄

債権者登録状況　新規・有・無（無の場合　本人確認書類等（写）の添付又は目視等による確認）
本人確認　確認者（　　）□運転免許証　□個人番号カード　□（　　）
在籍確認　確認者（　　）□（　　）

様式第２号（第５条関係）

誓　　約　　書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名
（法人にあっては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
電話番号
Ｅ－ｍａｉｌ

いすみ市飼料高騰対策補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約いたします。

１　市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体又はいすみ市に住所を有する畜産農家です。
２　令和７年度以前から継続して市内において事業を営んでいます。
３　令和７年度分までの市税等を完納しています。
４　事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守しています。
５　令和８年度いすみ市エネルギー価格高騰対策支援補助金交付要綱及び、いすみ市農業者経営継続支援事業補助金交付要綱に基づき交付される補助金の交付は受けません。
６　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
７　補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還します。

様式第３号（第６条関係）

指令第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市飼料高騰対策補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、下記のとおり決定したので、いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　交付の条件

（１）　補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供しないこと。

（２）　次に掲げる場合においては、補助金の交付の決定を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

ア　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

イ　補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

ウ　いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱の規定に違反したとき。

３　不交付の理由

様式第４号（第７条関係）

いすみ市飼料高騰対策補助金交付請求書

年　　月　　日

いすみ市長　　様

請求者　住　　所

氏　　名

（法人にあっては、主たる事業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号

E-mail

年　　月　　日付け　　指令第　　号により交付決定のあった補助金について、いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　円

２　振込先

<table>
<tr><td rowspan="3">金融機関名</td><td colspan="9">銀行・信用金庫（組合）
労働金庫・農協・漁協</td></tr>
<tr><td colspan="9">本店　・　支店　・　支所</td></tr>
<tr><td>１　普通
２　当座</td><td>口座番号</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>フリガナ</td><td colspan="9"></td></tr>
<tr><td>口座名義</td><td colspan="9"></td></tr>
</table>

本件責任者（職氏名・連絡先）	

※団体・法人等については、必ず本件責任者欄は、記入してください。

様式第５号（第８条関係）

達第　　号
年　　月　　日

様

いすみ市長　　印

いすみ市飼料高騰対策補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日付け　　指令第　　号をもって交付決定した補助金については、いすみ市飼料高騰対策補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり交付の決定を取り消します。

記

１　補助金交付決定額　　円

２　補助金交付取消額　　円

３　取消しの理由